

道路を傷める車にレッドカード！特殊車両取締りを実施しました。

平成26年9月11日(木)、道路の保全と交通の危険防止を図るため、大阪府警察の協力のもと、特殊車両の通行に対する指導・取締りを実施しました。取締りでは、8台の特殊車両について許可証の有無、寸法・重量の計測を行いました。今後も定期的にとり締りを実施し、道路の保全と交通の危険防止を図ります。



■実施場所

国道171号水無瀬車両計量所
(大阪府三島郡島本町江川)

【取締り結果】

取締り実施台数8台(うち違反指導車両8台)

《違反指導内訳》

- 警告
 - 無許可 ……2台
 - 経路違反 ……4台
 - 誘導車配置違反…2台

■特殊車両とは

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要になります。



取締り実施状況

★特殊車両の指導・取締りの必要性

痛めつけられた道路は悲鳴をあげています。特殊車両のうち重量を違法に超過しているのは全体のわずか0.3%にすぎません。しかし、道路・橋のダメージの9割以上は、その0.3%の違反車両によるものであり※、道路・橋の適切な維持管理には指導・取り締まりが不可欠です。

※国土交通省「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」(H26.5.9)より